

令和5年度第1回我孫子市成年後見制度利用促進検討委員会 会議概要

(1) 会議の名称	令和5年度第1回我孫子市成年後見制度利用促進検討委員会							
(2) 開催日時	令和5年9月27日(水) 午前10時から午前11時半まで							
(3) 開催場所	市役所分館 大会議室							
(4) 出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名(傍聴人を除く) 出: 出席 欠: 欠席	委 員 (市職員以外)							
	欠	菅森 毅士	出	蒲田 孝代	出	竹内 宏明	出	千葉 あき枝
	出	福島 光三	出	横田 光夫	出	高橋 雄一	出	吉田 充
	出	大井 和美	出	大野木 綾子	出	樋口 恵理子	出	斎藤 和輝
	事務局出席者							
	社会福祉課 (飯田部長、小池課長、高橋、竹内)							
	高齢者支援課 (楠美)							
	障害者支援課 (森)							
オブザーバー								
家庭裁判所松戸支部 望月主任書記官、岡本主任書記官								
高齢者なんでも相談室 大野室長								
(5) 議題	(1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 我孫子市の成年後見制度の現状 (3) 中核機関設置について							
(6) 公開・非公開の別	公開							
(7) 傍聴人の数(会議を公開した場合)	傍聴人の数	0人						
(8) 会議の内容(概要)								
発言者	内 容							
○健康福祉部 部長挨拶								

議題 1 委員長及び副委員長の選出について

運営協議会規則第3条に従い、委員の互選により選任。事務局より、委員長として横田委員、副委員長として竹内委員の推薦があり、全員賛成で可決された。

議題 2 我孫子市の成年後見制度の現状

横田委員長

それでは、議題2「我孫子市の成年後見制度の現状について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

まず初めに、我孫子市の現状についてご説明させていただきます。

「資料3 我孫子市成年後見制度利用促進の現状」の上の表をご覧ください。
我孫子市は令和5年4月1日現在で人口が130,959人であり、年々人口が減少傾向にあります。年代別に見てみると、0歳～64歳、65歳～74歳は減少傾向にありますが、75歳以上は年々増加傾向にあります。したがって、高齢化率も年々増加傾向にあり、平成31年度では30%だった高齢化率が令和5年度では30.8%まで増加しました。以上のことから、我孫子市では高齢者の占める割合が増加傾向にあることがわかります。

次に、下の表をご覧ください。下の表は障害者手帳所持者の推移です。平成30年度から令和4年度まで身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を全ての手帳の所持者が増加傾向にあることがわかります。高齢者や障がいのある人が、地域で安心して生活できるように、権利擁護の体制の充実に取り組む必要があります。

裏面をご覧ください。

上の表は市長申立の件数となっています。高齢者・障害のある方の市長申立件数は令和3年度から令和4年度は減少しました。

下の表をご覧ください。

こちらは、我孫子市で実施している市民後見人養成講座の実績です。我孫子市で開催する市民後見人養成講座は平成31年度から開始しました。

平成31年度に市民後見人の基礎となる内容の講座を5名の参加者へ実施しました。平成31年度に受講した方を対象にフォローアップ講座の実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度と令和3年度は講座を中止し、令和4年度に市民後見人フォローアップ講座を実施しました。基礎講座から期間が空いてしまったため、5名中2名が欠席となり、フォローアップ講座を受講した3名も市民後見人として活動する意向の確認ができませんでした。

令和4年度に新たに参加者を集い、市民後見人養成講座を実施しました。残念ながら参加者は3名と平成31年度実施した講座より減少しましたが、無事開催することができました。令和5年度は、令和4年度に実施した市民後見人養成講座の参加者対象に市民後見人フォローアップ講座を実施する予定です。

次に「資料4 成年後見制度利用促進アンケート 集計結果」をご覧ください。

こちらは令和4年度に高齢者なんでも相談室、障害者まちかど相談室、法人後見団体など成年後見制度関係団体を対象に実施したアンケートの結果を集計したものです。こちらのアンケートにつきましては、回答の母数が少ないため統計というより一つの参考としてご覧いただければと思います。

質問1. 20歳以上の市民が成年後見制度の概要について知っていると思いますか。の問いに対して、「ほぼ理解していると思われる」が1名、「あまり理解していないと思われる」が11名「ほとんど理解していないと思われる」が6名でした。「あまり理解していないと思われる」、「ほとんど理解していないと思われる」が全体の約94%でした。成年後見制度について市民への周知は低いと考えている方が大半という結果となりました。

質問2. 市民後見人養成の必要性についてどのように考えますか。の問いに対して、「必要である」が11名、「必要でない」が5名、「その他」が2名でした。
「必要である」の中には、「専門的な知識が必要な場合は難しい」や「親族とトラブルになってしまう等懸念点も多いが理想的な形であれば必要」といった条件付きで必要とした方が半数ほどいました。「必要でない」とした方の意見として、「専門職が受任したほうが安心」や、「現状専門職で後見人は充足しているため緊急的に必要ではない」という意見がありました。その他として、市民後見人の制度がわからないという意見がありました。

質問3. 我孫子市に「中核機関」を設置すると仮定した際、どのようなことを期待しますか。の問いに対して「周知・啓発機能」が2名、「相談機能」が3名、「後見人支援機能」が1名、「受任調整機能」が3名、「その他」が9名でした。
「期待すること」として最も多かったのは、相談窓口としての機能でした。一方で、「中核機関の設置は不要」や「すでに社協が担っているものが多いため中核機関としての役割は協議会運営のみ」という意見もありました。専門職の方からは「後見人への助言」という意見がありました。

質問4. 我孫子市に「協議会」を作る場合、どのようなことを期待しますか。の問いに対して、「専門家からの意見を聞けること」という意見や「後見に関する問題をサポートする機能」という意見がありました。また、協議会の構成員について具体的な意見もいただきました。対して「協議会は必要ない」という意見や「協議会委員の肩書をセールスに使用されるべきではない」といった協議会の運営についての懸念点を挙げる意見もありました。

質問5. 我孫子市の成年後見制度推進にあたり、どのようなことを期待しますか。の問いに対して、「報酬扶助の充実」が3名、「市民への周知・啓発」が4名、「その他」が9名「未回答」が2名でした。
その他の主な意見として「後見人と被後見人とのマッチング」や「障害者に対する活用の促進」などがありました。また、市民への周知・啓発の内容としては「市民後見団体の利益追求の場であってはならないよう周知」や「安請け合いですかということをしっかり周知してほしい」というような、福祉の精神のもとに促進されるべきという意見が見られました。

質問6. 貴団体が活動する中で、成年後見制度を利用する際、課題となっていることや、連携しやすくなるためのご意見があれば記載してください。の問いに対して、「受任してからの市からのバックアップが必要」や「専門職の後見人には緊急の連絡が取れない」など実際に後見業務を行っている方からの具体的な課題があげられました。また、「市との連携不足」という意見や「専門家の意見を気軽に聞けない」という意見もありました。

質問7. 貴団体が活動する中で、成年後見制度利用の際、我孫子市と連携することがあります。連携することがある場合は連携する上で、やりずらさを感じたこと等感じたことを教えてください。の問いに対して、「連携している」が5名、「連携していない」が11名、「市の関係課」が2名でした。
連携しているという回答では「やりづらさを感じたことはない」という意見がある一方で「市の丸投げ感が否めない」や「市は後見制度を重視してないように思われる」、「あびこ後見支援センターと市の役割分担が不明瞭でどの窓口を紹介すればいいか判断に悩む」という意見もありました。

横田委員長

ただ今、事務局より我孫子市の成年後見制度の現状につきまして説明がありました。高齢化率や市長申立件数、市民後見人養成講座の受講者数など報告がありました。また参考意見としてアンケートでの意見がいくつか出ておりました。このことでもう少し詳しく質問したい、また感想などありますでしょうか。

斎藤委員	市民後見人養成講座について、費用とスケジュール感、どのくらいの規模で開催したのでしょうか。また、家庭裁判所で後見人を選任する際の選任基準はあるのでしょうか。
事務局	市民後見人養成講座については、毎年講座を開催していますが基礎講座とフォローアップ講座を一年ごとに開催しており、今年度は令和4年度に開催した基礎講座の受講者を対象にフォローアップ講座を開催しているところです。また、内容としては、国から市民後見人養成講座のカリキュラムが出ているのでそちらをもとに委託先をお願いしています。今年度は3名の方が受講されている現状です。
家庭裁判所松戸支部	後見人選任の基準については、ケースバイケースとなっており一概には言えませんが、基本的に申立の際に既に候補者として挙げていただいている場合には、その候補者が適任か裁判官の判断で選任しています。また、法人後見の場合は裁判所に所定の届け出を行っている団体であるということをお知らせいただいているのでそのまま選任ということになります。 候補者が上がっていない場合は、その方のケースを見てどのような方が適任かというところから審査を始め社会福祉士さんにする、あるいは法的課題がたくさんあるので弁護士さんにする、あるいは司法書士さんにするといったところを裁判官と相談した上でたとえば社会福祉士さんであればパートナーさんといった団体に推薦をお願いするという形をとっています。
高齢者支援課	候補者選任の件について、その後の流れなどを補足させていただきます。 市で申し立てをする際に、申立書の中に後見人の候補者を書く欄があります。そこで裁判所の方に一任ということもできますが、市で候補者を考える際の目安としては、対象者の方で紛争が今後想定されるような場合には、弁護士会さん、また不動産などの資産管理を必要とする場合には司法書士会さん、対象者の方の障害特性が強かったりなど福祉的な対応が必要とされる場合は社会福祉士会さんといったように推薦依頼をかけさせていただき、その所属団体さんの方から候補者として挙げていただくことができましたらその方を後見人の候補者の欄に記載してもらい家庭裁判所の方に申し出るという流れとなっています。
蒲田委員	資料3、市民後見人養成講座をされているということですが今までで8人の方が受講されているという理解でよろしいでしょうか。また、受講者については市で名簿を作るなど把握はされているのでしょうか。
事務局	市民後見人養成講座の修了者は現在8名となっています。名簿についてですが、受講修了者については委託団体から情報をいただき市も把握はしていますが名簿を作って管理しているということはありません。
高橋委員	市民後見人養成講座ですが、外部の団体に委託しているということですが委託の基準はあるのでしょうか。
事務局	明確な基準はありませんが、講座の内容について国から出ているカリキュラムに基づき開催していただくこと、また講座の開催日程としてたとえば土日などに開催ということになると市の職員が立ち会うことができないためスケジュールの調整が可能であることなどを考慮してお願いしています。
高橋委員	令和6年度も市民後見人養成講座を開催する予定ですか。
事務局	具体的な日程や内容はまだ決まっておきませんが今のところ開催する予定です。
蒲田委員	資料4を見ると、成年後見制度に対する理解がまだ浸透していないのが我孫子市の現状なのかと把握しました。今後この検討委員会においてもまず啓発活動について、どのように啓発していくのか、またそれをさらに発展させるにはどうするかというところを議論していく必要があると思いました。
大野木委員	市民後見人養成講座について、受講修了者は実際に市民後見人として活動されているのでしょうか。
事務局	市民後見人養成講座を受講された方には受講修了後に今後後見活動について何らかの活動を希望するか聞き取りを行っていますが、活動を希望される方がいないため修了後に活動している方はいない状況です。
横田委員長	市民後見人養成講座については受講希望者が少なかったりと費用対効果の面でも課題のある事業かと思いますがその点について委員の皆様から意見はありますでしょうか。

高橋委員	東葛市民後見人の会でも市民後見人養成講座を開催していますが、受講した方がすぐに後見人として活動できるというのは難しいです。基本的には後見業務の補佐として何年か活動していただいたあとに後見業務を行うという流れになるかと思います。もう一つ、啓発についてですが市民後見人養成講座は具体的に後見人になりたいと希望する方が受講されます。そうすると市民後見人の制度を知りたいという方にとっては敷居が高い。そのため東葛市民後見人の会では制度を知りたいという方のための講座も開催しています。そういった啓発につながる事業も今後入れていただきたいと思っています。
高齢者支援課	市民後見人養成講座について、受講者数というところでは残念な結果でしたが市民後見人さんの団体として、東葛市民後見人の会さんにも先日一件新しく後見を受けていただきました。先ほど専門家の方にお問い合わせの目安をお話させていただきましたが、専門性といった部分をあまり必要としない案件を市民後見人さんの団体にお問い合わせすることもあります。市民後見人は少ない現状ですが、このような形で活躍されている方もいらっしゃいます。
蒲田委員	市民後見人養成講座を受講された方は現状では例えば東葛市民後見人の会さんで事務担当者といったところで協力する形で活躍しているのでしょうか。
高橋委員	市で行っている市民後見人養成講座とは別に、東葛市民後見人の会での市民後見人養成講座を受講された方は私どもの会に入らせていただき活動している方もいらっしゃいます。
蒲田委員	市で行った養成講座を受講した8名の方について、今後どうされるのか、どのような活躍の場を作っていくかはこの委員会で議論されなければならないところだと思います。そういった活躍の場を提供するためには、受講修了者の名簿をどこで管理するのか、このあたりも議論する必要があると思っています。この委員会ではどのような課題があるかということ、その課題を解決するための協議会が必要であるかという方向で議論していかねばならないと考えます。
横田委員長	課題ごとにもう少し検討が必要ということですね。それでは議題3「中核機関設置について」、事務局から説明をお願いします。
議題3 中核機関設置について	
事務局	<p>「資料5 我孫子市成年後見制度中核機関設置に向けて」をご覧ください。</p> <p>今後、高齢化が進み、認知症となる高齢者や障害のある方の障害の重度化・重複化により、成年後見制度の利用者がますます増加することが想定されています。しかし、成年後見制度が市民の中で広く周知されていない現状があるため、成年後見制度の利用促進が必要です。また、成年後見制度の利用促進により三士会の専門職の後見人のみでは賄いきれなくなることも想定されています。</p> <p>庁内関係課及び社会福祉協議会で打ち合わせをした際に出た成年後見制度の課題として「成年後見制度の周知が不十分」「成年後見制度の利用増加に伴い、専門職の後見人では賄いきれなくなる可能性がある」「成年後見制度に関する相談先がわかりにくい」等があげられました。</p> <p>これらの成年後見制度に関する課題に対応するため、中核機関を設置することを国からも求められています。我孫子市では現在、社会福祉協議会内に「あびこ後見支援センター」を設置していますが、中核機関は設置しておらず検討中の段階となっています。</p> <p>次に、中核機関についてです。中核機関とは成年後見制度を必要とする方が安心して制度利用できるよう地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関であり、全国どの地域でも成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目的として全国で設置が進められています。</p> <p>中核機関の主な役割は「広報・啓発機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」「不正防止機能」とされています。</p>

	<p>裏面をご覧ください。 我孫子市の成年後見制度の方向性について、中核機関を設置することで、成年後見制度の情報が集約されることが見込まれ、相談窓口の充実という点においても中核機関の設置を進めるべきであるため、市と社会福祉協議会が委託契約を結び、共同設置として中核機関を立ち上げることを市と社会福祉協議会の間で確認しています。 具体的な中核機関の役割分担等は今後も協議を重ねる必要があります。</p> <p>資料6をご覧ください。令和5年度成年後見制度利用促進地区別意見交換会が先週9月20日に開催されたのでそちらの資料となっています。意見交換会での話としまして、千葉県を担当者からは中核機関についての話がありました。現在千葉県内で中核機関を設置している市町村は19か所、これは千葉県内の全市町村の約35%となっており、全国の53.7%と比較して低い数字となっています。中核機関の設置については、認定を受けるといった手続は必要なく市町村が中核機関と判断すれば中核機関の設置となること、また中核機関の機能についても最初からすべての機能を行うのではなく徐々に機能を拡大していくやり方もあるとの話がありました。 他市との意見交換の中では、すでに中核機関を設置している松戸市、柏市より中核機関の業務について説明がありました。資料6の中のA3の資料は柏市の中核機関の業務について記載されています。</p> <p>中核機関設置に向けては、令和3年度より高齢者支援課、障害者支援課、社会福祉協議会と協議を始め、令和4年度では関係各課、社会福祉協議会、また千葉県社会福祉協議会が行っている成年後見制度利用促進体制整備アドバイザー派遣事業を利用し派遣していただいた司法書士を交えて協議を行いました。協議で出た意見をもとに、高齢者なんでも相談室、障害者まちかど相談室など成年後見制度関係団体を対象にアンケートを実施しました。アンケート内容は議題2で説明したとおりです。今後も委員会を開催し、庁内財政課、企画政策課と協議しながら令和8年度を目途に中核機関を設置したいと考えております。</p>
横田委員長	<p>ありがとうございました。資料5では我孫子市の中核機関の設置に向けて中核機関の主な役割を示しているのと、裏面では方向性とスケジュールが記載されています。ゴールが令和8年度の中核機関設置ということですが、令和5年度の委員会開催、その後令和7年度には予算要求という流れになっているので具体的な内容については令和5、6年度で取りまとめしていくというイメージになるかと思います。 また、先般行われた東葛地区の意見交換会の資料が添付されています。資料最後のほうに千葉県の地図が入っていて設置状況が示されていますが、半分くらいの市町村で設置されているという印象です。そして柏市の資料として、中核機関の業務内容が記載されています。 我孫子市の中核機関設置の進捗状況と想定ということで事務局からの説明がありました。ご意見、ご感想をいただきたいと思います。</p>
福島委員	<p>先ほどのアンケート、最後のほうで市との連携がされていないという意見がありましたが今後令和8年度に中核機関を設置されるということであれば、市のこういった現状でどのように対応していくのか。また社会福祉協議会と共同設置の場合どのような形で対応していくのでしょうか。</p>
横田委員長	<p>市と社協との連携というところも今までの話の中で出てきましたが、今後どのような形で中核機関を設置するのかということですね。事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>中核機関を設置するにあたり社協さんにどのような役割を担っていただくかは、今のところ具体的には決まっておらず今後調整していくところです。今回の委員会で我孫子市の中核機関としてどういった役割分担で運営していくかを委員の皆様から意見をいただきたいと思っています。</p>

福島委員	<p>社会福祉協議会や高齢者なんでも相談室など、現場に寄り添って支援の必要な方と接する機会のある方々にとってはより早い支援のサポートということで先ほどの市民後見人の活用というところが必要と思っています。しかし、第一には行政の支援体制、またどのような支援が可能かという相談体制を確立することが必要だと思っています。</p>
吉田委員	<p>現在16件ほど法人後見を受任しています。市民後見人の活用というところでは、私の法人では支援員と専門員と役割を分け、支援員の方が実際にご自宅に訪問しその時に気づいたことを専門員に伝えるという体制で行っています。こうすることで財産管理など二重のチェックが入りお金に関して不正が起きにくい状況を作っています。</p> <p>また市民後見人養成講座について、私も東葛市民後見人の会や社協の開催する講座で講師をつとめることがあります。養成講座を受講する方は制度を知りたくて来ている方がとても多い。そのため実際に市民後見人をやりますか、という話になるとみなさん消極的です。成年後見制度の普及というところでは、知りたい方をどんどん受け入れていくことで普及していくしかないのではと思います。</p> <p>精神や知的の障害者の方は、自分のお金に触れられたくないという方も多いので専門職が入ることでスムーズにつなげていくことも大事ですが市長申立などの判断を市が行うという中で予算の問題もあるのが実際のところだと思います。なのですべて一概に後見人をつければいいというだけではないのかもしれないかもしれません。</p>
大井委員	<p>消費生活センターの相談窓口にいらっしゃる方でも、おひとりで住まれているのかな、身内の方はいるのかな、という方の相談もよくあり高齢者支援課と連携することも多いです。中核機関の役割にもありましたが広報啓発というところで、このあたりの調整を各関係機関で進めていくことが必要になってくると思います。</p>
横田委員長	<p>消費生活相談というところでは、高齢者の方が騙されて契約してしまうということが多いと思います。そういったときに成年後見制度が周知されていれば防げるケースもあるかと思しますので周知は大事だと思います。</p>
樋口委員	<p>普段障害をお持ちの方の相談に応じる中で市の関係課の方と実際やりとりさせていただくケースも何件かあって日々助かっています。先ほどのアンケートでは「市の丸投げ感が否めない」という意見がありましたが、私自身はそう思っていないで、まず後見人が必要になったら市の障害者支援課の担当者に相談して市の無料の弁護士相談についてきていただいたり法テラスに同行していただいたり、一緒に動いている実感があります。また、お金のない方の支援をしているので成年後見について費用の面で皆さん不安に思っているので正しい知識を持って相談機関につないでいかなければいけないという思いがあります。相談支援事業所連絡会でも成年後見制度の勉強会が行われるなど、私たちも成年後見制度について学ぶ必要性を日々感じています。</p>
千葉委員	<p>先日社会福祉士会のほうで県の勉強会が開催され、そこで成年後見制度の類型がなくなるという話がありました。市と社会福祉協議会で共同設置する中核機関ですが、成年後見制度が変わるにあたって今までのような類型がなくなってしまうたり、本人の権利で後見人を交代するとか、そういった今までと違った形で本人の自己決定を尊重したことで不利益が出てくることもあるかと思えます。そういった時に今後の保険という意味でも中核機関の果たす役割として本人の不利益にならないような機能をこの場で検討させていただけるといいと思います。</p>

竹内委員	<p>柏市の中核機関の資料を見ると、かなり具体的に書かれていて最終的に目指すべきイメージの一つのモデルになってると思います。その一方でアンケートのご意見として、「既に社協が担っているものが多いので、中核機関としての役割としては協議会運営のみ」という意見もあって、なるほどそうかもしれないというふうにも感じたところです。それを踏まえて、高齢者なんでも相談室の大野さんのご意見を伺いたいのですが、まず業務内容を最終的に決めるにあたって社協が今どういう取り組みをしているのかをきちんと洗い出して私達で共有して視覚化して、それとたとえば柏の中核機関のような一つのモデルとの距離感を詰めていく作業が、具体的な取り組みの仕方になるんじゃないかなと思います。それを踏まえて大野さんから見て、柏市の中核機関がやってる業務内容と今社協で取り組んでいる現状との距離感ってどれくらいあるのか、ご印象で構わないので教えていただけると幸いです。</p>
高齢者なんでも相談室	<p>現状ということでお話させていただくと、市民の方が一番最初に駆け込む場所なので一次相談機関というような役割で社協さんをお願いしたりというケースはあります。成年後見制度というところ言えば、例えばここで言うような申し立ての支援っていうところはまだ距離感はあるかなと思います。</p>
横田委員長	<p>柏市の中核機関の業務内容を見ると、今後我孫子市で中核機関を設置する中で、この業務内容がベースになってくるのではないかと思います。その中で何に重点を置くか、そのあたりを今後も検討していく必要があると思います。</p>
高橋委員	<p>私は、中核機関の最終的な目標は地域連携ネットワークの構築だと思います。地域連携ネットワークの早期構築に向けて中核機関も早期に設置されなければならない。我孫子市の方向性では令和8年度に中核機関設置となっているが、県の基本計画では令和7年度には各市町村による中核機関の設置とあります。つまり、設置自体は令和6年度に完了し方向性を決めて7年度から運営ということになる。そうすると我孫子市の令和8年度設置は遅いと思います。中核機関を設置してから地域連携ネットワークを作る、となるともっと早期に中核機関を設置する必要があると思っています。我孫子市の中核機関には期待しています。早期の設置を要望します。</p>
福島委員	<p>私もなるべく早く中核機関の設置が進めばそれに越したことはないと思います。その中で柏の内容がモデルになっていくかと思いますが一方で専門職の関与が必要なところで緊急を要する場合の支援体制を考える必要があると思います。むしろそういうときこそ、中核機関としての連携力が問われるのではないかと考えてます。例えば金銭管理の問題で先ほど専門の方の支援が必要な方が入院した場合、入院費が払えないなど緊急性を要するというような場合にそのまま放置しておいていいのか。こういった時、役所に相談しても別の担当、部門に相談してくださいというように投げられると支援するほうも壁にぶち当たってしまうので、投げるのではなくわかる範囲でこちらの方で相談してみますというように市役所で動いていただくとあれば非常に助かります。市役所で窓口が違うからと、また別の窓口で1から相談しなおすのではなく現場で情報を共有していち早く対応できるというのが中核機関のあるべき姿だと思うので柏市のコピーではなく我孫子市の現状にのっとって設置を進めていただけたらと思います。</p>
横田委員長	<p>委員の皆様から、貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。この委員会で出た意見を事務局のほうで整理していただき、我孫子市の課題がどこにあるのか、何を優先してやっていくか。限りある予算の中で優先順位を決めて成年後見制度を進めていくために引き続き協議していければと思います。</p>

事務局	<p>本日は貴重なご意見いただきまして誠にありがとうございました。今回たくさんのご意見いただきまして、今後中核機関設置だけでなく、普及啓発の進め方についても今後考えていく必要があると思われました。委員の皆様からもご意見があったように、報酬扶助については対象者が生活保護を受給している方、また市長申立により後見人がついた方で預貯金が100万円未満の方に限られておりそれ以外の報酬は自己負担という現状です。先ほど樋口委員からもお話あったように障害者の方々は、ほぼ障害基礎年金のみの収入という方が多いので、そうすると月額8万円ちょっとしか収入がないところでそこから後見人への報酬を支出するのは非常に厳しい。そのため成年後見に踏み出せないというお話も聞いております。特に知的障害の方々については、保護者の方が、親亡き後をすごく心配していらっしゃる。その辺についても今後この皆様方から意見を伺いながら我孫子市としてちょっと対策を行かなくちゃいけないなと感じたところです。</p> <p>本日皆様方からいただいた意見につきましては議事録を事務局で作成いたしまして、皆様方に確認をしていただいた後ホームページの方に掲載をさせていただきます。</p>
事務局	<p>それではこれもちまして令和5年度の第1回成年後見制度利用促進検討委員会を閉会させていただきます。</p> <p>本日はどうもお忙しい中ありがとうございました。</p>
以上	